



日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成22年9月8日
(照会先)
年金給付部
給付企画グループ長 渡部 浩
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

「年金額回復の具体的事例」の取りまとめについて

—平成22年1月第5週分～平成22年7月第1週分—

「年金額回復の具体的事例」(平成22年1月第5週分～平成22年7月第1週分)について、これまで公表してきた事例を一覧表に取りまとめましたので公表します。

年金額回復の具体的事例

平成 22 年 9 月 8 日

日本年金機構

(目 次)

I	年金額回復の具体的事例の公表について……………	1
II	年金額回復の具体的事例（これまでの集計）	
ア	増加年金額（年額）が大きな具体的事例一覧……………	2
イ	年金記録が回復した経緯別内訳……………	45
	（参考）用語の解説……………	46

I 年金額回復の具体的事例の公表について

- 平成22年4月から、国民の皆様が年金額を回復するのに役立てていただくため、全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて、事例の概要・年金額回復の経緯とともに取りまとめ、公表してきています。

(*) これまで、平成22年1月第5週から平成22年7月第1週までの間に年金額(年額)の試算を行った事例について公表してきています。

- 今回、これまで公表してきた事例を一覧表に取りまとめたので公表いたします。

(参考) 以下、P.2 から増加年金額(年額)が大きな具体的事例一覧、P.45 に年金記録が回復した経緯別内訳を掲載しています。また、用語の解説をP.46に掲載していますので、ご参考にしてください。

Ⅱ 年金額回復の具体的事例（これまでの集計）

ア 増加年金額（年額）が大きな具体的事例一覧

（＊） 平成２２年１月第５週から平成２２年７月第１週までの間に年金額（年額）の試算を行い、公表した年金額回復の具体的事例（全部で２２０例）について、以下、増加年金額（年額）が大きい順に一覧表にしています。

番号	年齢	性別	増加年金額（年額）	年金額（年額）		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	88歳	男	969,100円	1,375,000円	2,344,100円	回復前の厚生年金加入期間182月に212月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,710万円
2	66歳	男	931,700円	0円	931,700円	回復前の国民年金加入期間63月に厚生年金加入期間225月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者(住所不備のため未送達)であるご本人が年金受給の可否について相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回の厚生年金の記録(225月)判明により、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給できることになった。	約2,220万円
3	70歳	男	929,500円	1,040,100円	1,969,600円	回復前の厚生年金加入期間203月に船員保険加入期間160月(厚生年金換算213月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票を提出済みのご本人が相談窓口にて「前回の回答以外にも船員の期間にもれがある」と訪れる。 ○ご本人の申出の船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約2,190万円
4	80歳	男	900,900円	1,322,600円	2,223,500円	回復前の厚生年金加入期間136月に130月(船員保険)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参される。 ○ご本人が保有している船員手帳を参考に申出の船舶保有者名と雇入期間から船員保険記録を調査したところ、旧台帳及び被保険者名簿にご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約2,120万円
5	83歳	女	898,900円	687,300円	1,586,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に161月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,570万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
6	77歳	男	871,300円	1,676,400円	2,547,700円	回復前の厚生年金加入期間243月に173月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,050万円
7	82歳	女	866,000円	837,100円	1,703,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に157月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が回答票に「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約2,470万円
8	61歳	女	839,600円	582,600円	1,422,200円	回復前の厚生年金加入期間249月に278月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,430万円
9	94歳	男	838,100円	2,039,900円	2,878,000円	回復前の厚生年金加入期間277月に128月を追加。	○「黄色便」の回答票について本人に電話で照会。 ○未統合と思われる期間に勤務していた会社名、所在地を聴取。 ○本人の申出と未統合の厚生年金の記録(会社名、所在地)が一致したことから、記録を統合した。	約2,840万円
10	73歳	男	832,000円	1,142,600円	1,974,600円	回復前の厚生年金加入期間144月に168月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査した結果、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,960万円
11	74歳	男	828,200円	760,500円	1,588,700円	回復前の厚生年金加入期間67月に174月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○また、調査の過程において、申出以外のご本人のものと思われる記録が判明したため、ご本人に確認したところ、事業所名、所在地及び勤務期間が一致したため、併せて記録を統合した。	約1,980万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
12	81歳	女	826,100円	523,900円	1,350,000円	回復前の厚生年金加入期間64月に168月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○回答票に本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,360万円
13	78歳	女	825,400円	544,300円	1,369,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に163月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○電話にて厚生年金の期間を確認したところ、ご本人の結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約2,360万円
14	83歳	男	824,400円	2,691,100円	3,515,500円	厚生年金の標準報酬月額(約16年間)による記録訂正	○社会保険事務所の相談窓口をご本人が訪れ、厚生年金記録で標準報酬月額が低い部分があるので調べて欲しいと申出される。 ○ご本人が申出された会社名、勤務期間の被保険者台帳と照合したところ、ご本人が申出た期間の厚生年金の記録に長期間にわたり標準報酬月額の収録誤りがあることが判明した。 ○収録が誤っていた期間の標準報酬月額記録を訂正し、記録を正しく整備した。 ○標準報酬月額が誤っていた期間(約16年間)は、実態より低額の標準報酬月額で収録されていたため、年金額が実態より低額に計算されていた。	約1,940万円
15	62歳	男	819,200円	1,031,800円	1,851,000円	回復前の厚生年金加入期間501月に35月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が社会保険業務センターへ送付される。 ○ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査し、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○その後、ご本人が会社を退職(厚生年金の資格を喪失)したため、相談窓口を訪れ年金額の再計算(再裁定)手続きを行った。 ○統合前の厚生年金の加入月数501月では、60歳から64歳まで期間の特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分のみの支給であるが、35月の厚生年金の加入期間が統合され536月となったことから、厚生年金の加入期間が528月(44年)以上あり退職している方に適用される「長期加入者特例」に該当することになり、62歳から定額部分も支給されることとなった。 ○併せて、報酬比例部分についても年金額が35月分増額されることとなった。	約50万円 (報酬比例部分) 約150万円 (定額部分)

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
16	87歳	男	809,500円	694,300円	1,503,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に161月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで旧法老齢年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により旧法通算老齢年金が受給できることとなった。	約2,180万円
17	65歳	男	800,400円	0円	800,400円	回復前の国民年金加入期間289月に厚生年金加入期間113月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が年金受給の可否について相談窓口を訪れる。 ○ご本人は、国民年金のみの加入との申出であるが、ご本人の記録と思われる未統合の厚生年金の記録が確認できるため、ご本人に職歴を尋ねたところ申出の会社名及び勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回、厚生年金の記録113月が判明し、国民年金の記録289月と合わせて合計403月(300月以上)となったことから、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給できることになった。	約1,910万円
18	62歳	男	795,500円	1,238,300円	2,033,800円	回復前の厚生年金加入期間524月に4月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に漏れがあると記載されていた勤務期間(会社名の記載なし)により調査したところ、ご本人のものと思われる厚生年金の記録が確認できた。 ○ご本人に電話による会社名の確認を行ったところ、会社名を思い出していただき、ご本人の厚生年金の記録と判明し、記録を統合した。 ○統合前の厚生年金の加入月数524ヶ月では、60歳から61歳まで期間の特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分のみの支給であるが、4月の厚生年金の加入期間が統合され528月(44年)となったため、厚生年金の加入期間が528月(44年)以上あり退職している方に適用される「長期加入者特例」に該当することとなり、60歳まで遡って定額部分も支給されることとなった。 ○併せて、報酬比例部分についても年金額が4月分増額されることとなった。	約240万円
19	80歳	男	784,800円	1,189,500円	1,974,300円	回復前の厚生年金加入期間203月に157月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票を持って、本人が相談窓口を訪問。 ○本人の申出による複数の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査。 ○本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,850万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
20	67歳	男	776,400円	2,038,100円	2,814,500円	回復前の厚生年金加入期間529月に43月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致(氏名の読み仮名が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,850万円
21	72歳	男	772,600円	792,100円	1,564,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に27月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人と家族が相談窓口を訪れる。 ○ご本人が持参した厚生年金被保険者証の記録及び申出の職歴により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の複数の記録と生年月日の一部が相違する厚生年金の記録が判明した。 ○ご本人に生年月日の相違を確認し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,840万円
22	故人	男	767,300円	1,619,600円	2,386,900円	回復前の厚生年金加入期間278月に121月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人(故人)の死亡により、遺族厚生年金を受給されているご本人(故人)の妻に連絡を取る。 ○後日、妻の代理人である家族がご本人の職歴を持参し相談窓口を訪れ、家族が持参した職歴により調査した。 ○調査の結果、会社名、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録121月の統合により、ご本人が生前受給されていた旧法老齢年金(厚生年金)が増加し、ご本人の死亡により、遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなった。 ○また、厚生年金の記録121月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金が増額した。	旧法老齢年金 (未支給分) 約1,450万円 遺族厚生年金 約260万円
23	74歳	男	766,900円	351,300円	1,118,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に181月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,830万円
24	81歳	女	757,000円	991,400円	1,748,400円	回復前の厚生年金加入期間31月に172月を追加。	○本人から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が郵送される。 ○本人からの申出の会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,160万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
25	80歳	男	754,500円	1,640,900円	2,395,400円	回復前の厚生年金加入期間155月に155月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者である本人が相談窓口を訪問。 ○本人の実家(厚生年金加入事業所)に勤務していた期間の確認をしたいとの申出があった。 ○会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,780万円
26	81歳	女	749,600円	874,300円	1,623,900円	回復前の厚生年金加入期間27月に177月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査した。 ○調査の結果、ご本人の申出とほぼ一致(国民年金と重複する期間が一部有り)する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,140万円
27	72歳	女	749,600円	838,500円	1,588,100円	回復前の厚生年金加入期間249月に215月及び国民年金の保険料納付済期間65月、保険料免除期間13月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡。 ○ご本人のものと思われる厚生年金及び国民年金の記録について会社名・所在地・勤務期間、ご本人の住所地を確認した。 ○後日、ご本人から厚生年金及び国民年金の被保険者記録照会申出票の提出を受け調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金及び国民年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,140万円
28	84歳	女	745,500円	654,000円	1,399,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に140月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	○「グレー便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○旧台帳記録の会社名等について確認のためご本人に電話連絡をしたところ、旧台帳記録がご本人の申出された内容と一致した。 ○また、ご本人の職歴についてお尋ねしたところ旧台帳記録の期間以外にも当該会社に勤めていたとの申出があり、「年金加入記録照会票」の提出を求めた。 ○後日、ご本人から「年金加入記録照会票」の提出を受け調査したところ、異なる3つの年金手帳番号の記録(氏名の一部が異なる記録)があった。 ○ご本人に確認したところ異なる氏名で加入していたとの申出があり、旧台帳記録と異なる3つの記録を合わせて140月の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○ご本人は国民年金の加入期間が296月あり現在、旧法国民年金老齢年金を受給中で、今回判明した厚生年金の記録が140月あるため厚生年金の加入期間が1年(12月)以上ある方に支給される旧法通算老齢年金を新たに受けることができることとなった。	約2,130万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
29	70歳	女	742,700円	967,600円	1,710,300円	回復前の厚生年金加入期間426月に81月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,150万円
30	89歳	男	740,300円	1,332,200円	2,072,500円	回復前の厚生年金加入期間267月に157月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に数回にわたり連絡を実施。 ○ご本人の記憶により職歴をたどっていただき、会社名、所在地を思い出していただいたところ、ご本人の記憶と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,140万円
31	81歳	男	739,400円	2,360,700円	3,100,100円	回復前の厚生年金加入期間438月に29月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口に来所される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により確認したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明した。 ○判明した記録と基礎年金番号に登録されている記録に重複する期間があるため、紙台帳(マイクロフィルム)の記録を確認した。 ○確認した結果、基礎年金番号に登録されている一部の期間の標準報酬月額に誤りがあることが判明し、標準報酬月額を訂正し記録を統合した。	約1,740万円
32	83歳	女	738,500円	792,100円	1,530,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に141月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約2,140万円
33	72歳	女	735,800円	859,300円	1,595,100円	回復前の厚生年金加入期間221月に193月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,100万円
34	70歳	男	733,700円	261,700円	995,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に162月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票で「もれがない」と回答したが実は「もれがあった」とご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査した。 ○調査の結果、会社名、勤務期間は一致するが氏名が相違(母国の氏名)する基礎年金番号に統合されていない厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名の相違について確認を行い記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみの老齢基礎年金の受給権者であるが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,730万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
35	83歳	女	729,300円	303,000円	1,032,300円	回復前の厚生年金加入期間267月に207月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と申出の「旧姓情報」により加入期間について調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,080万円
36	75歳	女	726,200円	468,100円	1,194,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に185月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約2,070万円
37	83歳	男	721,600円	573,800円	1,295,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に158月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人に思い出していただいた会社名、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみの老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,700万円
38	75歳	男	717,500円	1,969,500円	2,687,000円	回復前の厚生年金加入期間471月のうち276月の標準報酬月額を補正。	○本人から「ねんきん特別便(全員便)」で「加入期間にもれはなし」と回答がある。 ○しかし、厚生年金の加入内容を再確認したいとの申出があり、記録の内容を確認した。 ○標準報酬月額に誤りのある期間があることが判明し、旧台帳等を確認のうえ正しい標準報酬月額に記録を補正した。	約1,690万円
39	75歳	男	706,500円	392,600円	1,099,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に160月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が回答票に「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,660万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
40	70歳	女	703,300円	792,100円	1,495,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に392月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人の代理人が「ご本人が以前勤めていた会社の厚生年金がもれている」と相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部相違)する厚生年金の記録が判明し、後日、ご本人に生年月日の相違を確認し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることとなった。	約2,040万円
41	73歳	女	702,700円	0円	702,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に124月を追加。	○「黄色便」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○今回判明した厚生年金の記録(124月)と国金年金の記録(176月)により、老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給できることになった。	約2,040万円
42	82歳	女	694,700円	314,000円	1,008,700円	回復前の厚生年金加入期間21月に165月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び当時使用していた氏名と生年月日により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,010万円
43	82歳	男	692,100円	579,400円	1,271,500円	回復前の厚生年金加入期間5月に船員保険加入期間91月(厚生年金換算121月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する船員保険(氏名の読み仮名が相違)の記録が判明し、記録を統合した。	約1,630万円
44	79歳	男	691,800円	1,439,900円	2,131,700円	回復前の厚生年金加入期間248月に93月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,630万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
45	60歳	女	690,900円	216,900円	907,800円	回復前の厚生年金加入期間175月に船員保険加入期間51月(厚生年金換算78月)を追加。(遺族厚生年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人(夫の死亡による遺族厚生年金の受給者)が持参し、「夫(故人)の生前の船員保険の加入期間がもれている」と相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の船名、乗船期間により、管轄する年金事務所において調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。 ○船員保険の記録51月(厚生年金換算78月)が統合され合計が253月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算額が支給加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額も増額することになった。	約1,120万円
46	83歳	男	683,500円	509,000円	1,192,500円	回復前の厚生年金加入期間18月に131月を追加。	○「グレー便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,630万円
47	85歳	女	683,200円	227,800円	911,000円	回復前の厚生年金加入期間227月に26月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録26月が統合され合計が253月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算が支給されるとともに、遺族厚生年金が増額した。 ○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなった。	遺族厚生年金 約380万円 旧法老齢年金 (未支給分) 約1,070万円
48	79歳	女	682,500円	570,400円	1,252,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に134月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることとなった。	約1,980万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
49	75歳	女	680,900円	956,400円	1,637,300円	回復前の厚生年金加入期間241月に206月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人から提出される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,940万円
50	81歳	女	676,600円	339,100円	1,015,700円	回復前の厚生年金加入期間219月に30月を追加。(遺族厚生年金受給者)	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が送付される。 ○調査した結果、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○厚生年金の記録30月が統合され合計が249月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が増額した。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなった。	遺族厚生年金 約1,730万円 厚生年金老齢年金 (未支給分) 約210万円
51	80歳	男	671,900円	2,405,700円	3,077,600円	回復前の厚生年金加入期間336月に163月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,600万円
52	79歳	女	666,500円	574,100円	1,240,600円	回復前の厚生年金加入期間9月に8月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部より回付される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。	約1,930万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
53	87歳	女	664,500円	471,600円	1,136,100円	回復前の厚生年金加入期間138月に46月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が郵送される。 ○ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録46月が統合され故人の40歳以降の厚生年金の期間の合計が184月となったことから、40歳以降の厚生年金の期間が180月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算が支給されるとともに、遺族厚生年金が増額した。 ○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の増額と40歳以降の厚生年金の期間が180月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	遺族厚生年金 約900万円 旧法老齢年金 (未支給分) 約520万円
54	82歳	男	662,100円	2,549,100円	3,211,200円	回復前の厚生年金加入期間240月に68月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人あて厚生年金加入記録の確認について文書を送付したところ、後日、ご本人から会社名、所在地、勤務期間等を記載した確認票が郵送で届く。 ○調査したところ、ご本人の申出と一致している厚生年金の記録(18月)であることが判明した。 ○さらに、その後、ご本人が別の会社にも勤めていたと相談窓口に来られ、ご本人の申出の会社名と勤務期間と一致する厚生年金の記録(50月)が判明し、記録(合計68月)を統合した。	約1,560万円
55	95歳	女	655,200円	211,500円	866,700円	回復前の厚生年金加入期間129月に73月を追加。(遺族厚生年金受給者)	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人の家族が、「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票を持参し相談窓口に来所される。 ○回答票で申出された故人が勤務していた会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、申立と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録73月が統合され202月となったことから、男性で40歳以降の厚生年金の期間が180月以上ある年金を受けている方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算が支給されるとともに、遺族厚生年金が増額された。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、厚生年金の記録が73月判明したことにより、故人に遡って旧法通算老齢年金の受給権が発生し、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が発生した。	遺族厚生年金 約720万円 通算老齢年金 (未支給分) 約320万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
56	76歳	女	644,200円	629,100円	1,273,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に133月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送で届く。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,840万円
57	85歳	女	641,000円	1,227,900円	1,868,900円	回復前の厚生年金加入期間249月に117月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する記録が判明し、記録を統合した。	約1,860万円
58	78歳	男	638,800円	1,596,700円	2,235,500円	回復前の厚生年金加入期間327月に107月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が年金相談センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,500万円
59	79歳	女	637,000円	980,000円	1,617,000円	回復前の厚生年金加入期間54月に123月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,820万円
60	84歳	女	635,400円	202,300円	837,700円	回復前の厚生年金加入期間37月に120月を追加。(旧法通算老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票がご本人から提出される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,810万円
61	80歳	女	634,000円	1,429,000円	2,063,000円	回復前の厚生年金加入期間313月に134月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致(勤務期間が多少相違)する厚生年金の記録が判明し、勤務期間の相違についてご本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,810万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
62	84歳	女	631,800円	1,201,900円	1,833,700円	回復前の厚生年金加入期間268月に146月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,830万円
63	故人	男	629,900円	430,000円	1,059,900円	回復前の厚生年金加入期間82月に115月を追加。	○ご本人(故人)の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人の妻から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が送付される。 ○調査した結果、ご本人の妻から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録115月の統合により、ご本人(故人)が生前受給されていた旧法通算老齢年金が増加し、ご本人の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなった。 ○また、厚生年金の記録115月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金が増額した。	通算老齢年金 (未支給分) 約1,190万円 遺族厚生年金 約260万円
64	67歳	男	629,400円	517,200円	1,146,600円	回復前の厚生年金加入期間19月に178月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象であるご本人から回答が提出される。 ○申出があった2か所の会社名、所在地、勤務期間をもとに管轄社会保険事務所等に対して記録の調査依頼、後日、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明したと管轄事務所から報告があり、記録を統合した。	約1,480万円
65	77歳	女	628,800円	767,100円	1,395,900円	回復前の厚生年金加入期間19月に157月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し、結婚前の会社に勤めた期間の確認に相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,790万円
66	81歳	女	627,800円	595,900円	1,223,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に121月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日の一部相違)が判明した。 ○ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,790万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
67	78歳	女	625,600円	933,000円	1,558,600円	回復前の厚生年金加入期間55月に153月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,810万円
68	84歳	男	621,700円	612,200円	1,233,900円	回復前の厚生年金加入期間128月に107月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人へ数回にわたり連絡したところ、ご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,490万円
69	72歳	男	619,800円	685,800円	1,305,600円	回復前の厚生年金加入期間29月に147月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名のフリガナが一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名のフリガナの相違について確認のうえ記録を統合した。	約1,460万円
70	72歳	女	617,800円	239,100円	856,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に200月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日が一部相違)が判明した。 ○ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることとなった。	約1,790万円
71	80歳	女	617,600円	798,200円	1,415,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に128月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪問。 ○本人から「もれがある」と申出のあった会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,760万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
72	80歳	男	616,000円	1,959,800円	2,575,800円	回復前の厚生年金加入期間352月に船員保険加入期間109月(厚生年金換算145月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船舶保有者名と乗船期間から船員保険記録を調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の旧台帳の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円
73	57歳	女	615,800円	513,800円	1,129,600円	回復前の厚生年金加入期間230月に42月を追加。	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録42月が統合され合計が272月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算が支給されるとともに、遺族厚生年金が増額した。(夫は老齢厚生年金受給開始可能年齢前に死亡のため未支給年金は発生しない)	約1,940万円
74	85歳	女	615,500円	391,100円	1,006,600円	回復前の厚生年金加入期間220月に20月を追加。(遺族厚生年金受給者)	○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人から「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が送付される。 ○調査したところ、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録20月が統合され合計が240月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある年金を受けられている方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算が支給されるとともに、遺族厚生年金が増額した。 ○この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給していた旧法厚生年金老齢年金の増額および、厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金が発生し、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が発生した。	遺族厚生年金 約280万円 厚生年金老齢年金 (未支給分) 約580万円
75	76歳	女	613,600円	863,400円	1,477,000円	回復前の厚生年金加入期間218月に191月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する記録が判明し、記録を統合した。	約1,780万円
76	90歳	女	612,900円	1,253,900円	1,866,800円	回復前の厚生年金加入期間266月に123月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,840万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
77	83歳	女	612,200円	984,000円	1,596,200円	回復前の厚生年金加入期間180月に195月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」に記載されていない勤務していた会社の期間があると回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査した。 ○調査の結果、申出の会社に勤務していた期間とは別にご本人のものと思われる二つの年金手帳番号が確認できた。 ○ご本人にこの二つの会社名等を確認したところ、記録と一致したことからご本人の厚生年金の記録であることが判明し、記録を統合した。	約1,750万円
78	80歳	男	609,200円	1,692,400円	2,301,600円	回復前の厚生年金加入期間42月に112月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円
79	74歳	男	607,600円	1,180,300円	1,787,900円	回復前の厚生年金加入期間277月に159月及び国民年金加入期間2月に11月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録を調査している過程で、ご本人の記録と思われる国民年金の記録が判明し、ご本人に住所を確認し記録を統合した。	約1,450万円
80	60歳	女	607,300円	461,900円	1,069,200円	回復前の厚生年金加入期間235月に20月を追加。	○夫の死亡(平成17年5月)による遺族厚生年金を受給されている「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップの対象者であるご本人に連絡。 ○後日、ご本人から夫(故人)の職歴が郵送され、その職歴に基づき調査したところ会社名と勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、夫(故人)は老齢厚生年金が受給できる年齢に達する前に死亡したため未支給年金の発生はない。	約1,970万円
81	88歳	男	607,000円	2,256,000円	2,863,000円	回復前の厚生年金加入期間289月に85月を追加。	○「グレー便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金旧台帳の記録が判明し、記録を統合した。	約1,690万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
82	77歳	男	605,100円	1,723,100円	2,328,200円	回復前の厚生年金加入期間305月に142月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,440万円
83	82歳	男	604,900円	1,641,600円	2,246,500円	回復前の厚生年金加入期間309月に114月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○ご本人の申出た会社名、勤務期間等により調査した。 ○調査の結果、基礎年金番号に統合されていない年金手帳番号の厚生年金の記録(生年月日の一部が相違)が判明した。 ○ご本人に電話連絡で生年月日の相違の確認を行い記録を統合した。	約1,420万円
84	83歳	男	604,700円	401,200円	1,005,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に134月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,420万円
85	83歳	男	602,500円	1,136,800円	1,739,300円	回復前の厚生年金加入期間199月に105月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○ご本人の申出た会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,420万円
86	83歳	女	599,800円	418,100円	1,017,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に143月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する脱退手当金支給済の厚生年金の加入期間が判明し、その旨をご本人に回答する。 ○この回答を受けたご本人より「脱退手当金の支払いは受けていない」との申出があり、年金記録確認第三者委員会(総務省)あての申立書を受け付け、年金記録確認第三者委員会へ回付した。 ○その後、総務大臣から脱退手当金を支給した期間を回復するようにとの年金記録訂正のあつせんを受け、記録を訂正し統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も受給できることとなった。	約1,740万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
87	80歳	男	599,500円	2,417,400円	3,016,900円	回復前の厚生年金加入期間65月に57月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参される。 ○ご本人の申出の8つの会社名、勤務期間に基づき調査した。 ○調査の結果、基礎年金番号に統合されていない3つの年金手帳番号の厚生年金の記録(生年月日の一部が相違)が判明し、ご本人に生年月日の相違の確認を行い記録を統合した。	約1,410万円
88	79歳	女	592,500円	803,600円	1,396,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に135月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや間違いがない」と記載し相談窓口にご本人が提出される。 ○相談担当者が回答票に記載された旧姓情報に気付き、ご本人に結婚前の職歴(会社名)を聴取し調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明した。 ○ご本人によると当該記録(期間)は脱退手当金の支払を受けたとの申出であるが、脱退手当金の支払の事実を確認するため期間照会申出書を提出いただき調査した。 ○後日、当該記録(期間)について被保険者台帳の記載内容から脱退手当金を支払っていないことを確認し、記録を統合した。	約1,730万円
89	91歳	女	591,800円	404,100円	995,900円	回復前の厚生年金加入期間92月に133月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,830万円
90	80歳	女	590,900円	1,473,800円	2,064,700円	回復前の厚生年金加入期間233月に110月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、オンライン記録では確認ができなため、被保険者名簿により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,680万円
91	66歳	男	588,200円	1,064,700円	1,652,900円	回復前の厚生年金加入期間282月に211月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人より郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。	約1,380万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
92	81歳	女	587,700円	701,600円	1,289,300円	回復前の厚生年金加入期間23月に138月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票に「もれがある」と記載し、本人が相談窓口を訪問。 ○本人から申出のあった会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査。 ○ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,680万円
93	78歳	男	586,400円	1,005,200円	1,591,600円	回復前の厚生年金加入期間46月に52月と船員保険加入期間69月(厚生年金加入期間換算92月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の船舶名、会社名及び乗船・勤務期間により調査したところ、ご本人の申出の勤務期間と一致する船員保険及び厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,400万円
94	62歳	女	583,300円	603,700円	1,187,000円	回復前の厚生年金加入期間212月に80月を追加。	○ご本人の夫の老齢基礎年金裁定請求書の審査時において、ご本人のものと思われる厚生年金記録があったことから、「ねんきん特別便(再交付用)」をご本人に送付。 ○ご本人が旧姓、会社名、勤務期間を記入した回答票を相談窓口を持参され、ご本人の申出の旧姓情報等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金記録が判明し、記録を統合した。	約1,660万円
95	73歳	女	581,900円	601,600円	1,183,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に176月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,660万円
96	81歳	男	581,400円	2,029,100円	2,610,500円	回復前の厚生年金加入期間203月に73月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人への数回にわたる連絡及び訪問による面談を実施する。 ○ご本人の記憶により職歴を順番にたどっていた、会社名や当時の同僚の氏名を思い出していただいた結果、ご本人のものと思われる記録とご本人の記憶と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,370万円
97	77歳	女	579,700円	1,573,600円	2,153,300円	回復前の厚生年金加入期間320月に152月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(生年月日が一部相違)が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,680万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
98	71歳	男	579,200円	1,212,400円	1,791,600円	回復前の厚生年金加入期間266月に119月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,380万円
99	81歳	女	578,400円	284,300円	862,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に143月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金のみの記録で老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,680万円
100	85歳	男	577,200円	1,150,900円	1,728,100円	回復前の厚生年金加入期間250月に87月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名の漢字が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、氏名の漢字の一部相違についてご本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,440万円
101	73歳	男	573,300円	1,783,700円	2,357,000円	回復前の厚生年金加入期間198月に149月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○回答票に本人が記載した会社名、勤務期間により年金手帳番号の払い出し簿等を調査したところ、ご本人の申出と一致する未統合の厚生年金の記録が判明した。後日、ご本人より再裁定申出書の提出があり、記録を統合した。	約1,350万円
102	79歳	男	573,100円	3,146,900円	3,720,000円	回復前の厚生年金加入期間269月に54月を追加。	○「グレー便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,350万円
103	82歳	男	571,300円	1,011,700円	1,583,000円	回復前の厚生年金加入期間104月に122月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出による旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,340万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
104	72歳	男	571,100円	1,591,900円	2,163,000円	回復前の厚生年金加入期間342月に147月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し「もれている会社がある」と相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部が相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,340万円
105	90歳	男	569,700円	2,476,300円	3,046,000円	回復前の厚生年金加入期間356月に112月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(勤務期間と記録の加入期間が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に勤務期間について確認し記録を統合した。	約1,700万円
106	79歳	女	569,600円	970,200円	1,539,800円	回復前の厚生年金加入期間234月に105月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,620万円
107	73歳	男	567,600円	1,157,400円	1,725,000円	回復前の厚生年金加入期間117月に111月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,330万円
108	80歳	女	567,200円	2,011,700円	2,578,900円	回復前の厚生年金加入期間288月に102月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○回答票に記載されていた会社名と旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の期間が判明し、記録を統合した。	約1,620万円
109	79歳	女	564,300円	996,300円	1,560,600円	回復前の厚生年金加入期間219月に162月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,610万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
110	82歳	男	561,800円	1,702,200円	2,264,000円	回復前の厚生年金加入期間279月に99月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡。 ○ご本人の記録と思われる期間について会社名、所在地、勤務期間を確認した。 ○確認の結果、記録とご本人の申立が一致し、ご本人の厚生年金の記録であることが判明した。 ○後日、ご本人からねんきん特別便の回答票に今回判明した会社名等を記載した回答票の提出を受け、記録を統合した。	約1,320万円
111	77歳	男	560,100円	0円	560,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に113月を追加。(旧法退職共済年金受給者)	○退職共済年金の受給者であるご本人が民間会社での勤務期間について相談窓口を訪れる。 ○ご本人が申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、退職共済年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も併せて受給できることとなった。	約1,320万円
112	83歳	女	558,200円	998,500円	1,556,700円	回復前の厚生年金加入期間81月に144月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,590万円
113	82歳	男	556,600円	2,097,000円	2,653,600円	回復前の厚生年金加入期間304月に船員保険加入期間94月(厚生年金換算125月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本人から郵送される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた船名、船主、乗船期間により調査。 ○本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,310万円
114	76歳	男	556,100円	2,059,800円	2,615,900円	回復前の厚生年金加入期間360月に185月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名と勤務期間から記録を調査したが判明しないため、申出された会社を管轄する社会保険事務所に照会した。 ○後日、管轄社会保険事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,310万円
115	77歳	男	556,100円	2,059,800円	2,615,900円	回復前の厚生年金加入期間365月に180月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載しご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名と勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(一部期間が国民年金加入期間と重複)が判明し、記録を統合した。	約1,310万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
116	94歳	女	553,800円	1,339,200円	1,893,000円	回復前の厚生年金加入期間300月に122月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,880万円
117	78歳	女	552,300円	497,700円	1,050,000円	回復前の厚生年金加入期間1月に121月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,570万円
118	78歳	男	552,300円	1,306,900円	1,859,200円	回復前の厚生年金加入期間276月に82月と船員保険加入期間15月(厚生年金加入期間換算20月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の船舶名、会社名及び乗船・勤務期間により調査したところ、ご本人の申出の勤務期間と一致する船員保険及び厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,320万円
119	80歳	女	551,600円	956,000円	1,507,600円	回復前の厚生年金加入期間196月に175月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が相談窓口を訪れる。 ○2か所の会社の勤務期間がもれているとの申出を受け、ご本人の申出の旧姓情報等により調査。 ○ご本人の申出と一致する結婚前(旧姓当時)の記録と一部相違(氏名(ひらがな名と漢字名の相違)生年月日(生年の相違))する厚生年金の記録が判明し、ご本人に氏名と生年月日の一部相違を確認のうえ記録を統合した。	約1,570万円
120	80歳	女	551,600円	956,000円	1,507,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に127月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,570万円
121	83歳	男	551,600円	1,102,700円	1,654,300円	回復前の厚生年金加入期間151月に102月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,300万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
122	77歳	男	550,200円	754,700円	1,304,900円	回復前の厚生年金加入期間42月に97月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の期間が判明し、記録を統合した。	約1,290万円
123	故人	男	549,700円	1,537,700円	2,087,400円	回復前の厚生年金加入期間279月に96月を追加。	○ご本人(故人)の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻が「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を持参し窓口を訪れる。 ○回答票に記載された故人が勤務していた会社名、勤務期間により旧台帳等を調査したところ、氏名(カナ氏名)、会社名、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録96月の統合により、ご本人が生前受給されていた老齢厚生年金が増額し、ご本人の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。 ○また、厚生年金の記録96月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金が増額した。	老齢厚生年金 (未支給分) 約980万円 遺族厚生年金 約230万円
124	79歳	女	549,300円	683,800円	1,233,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に120月を追加。(退職共済年金及び老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載した回答票を持参しご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,570万円
125	78歳	女	549,200円	1,573,900円	2,123,100円	回復前の厚生年金加入期間310月に139月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,590万円
126	87歳	男	549,000円	2,172,600円	2,721,600円	回復前の厚生年金加入期間355月に112月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,480万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
127	74歳	女	547,900円	330,600円	878,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に175月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票がご本人より郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び当時使用していた氏名(読み仮名同一の別漢字の名)により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,560万円
128	81歳	女	547,100円	594,400円	1,141,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に122月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本部より回付される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,580万円
129	故人	男	546,200円	1,795,100円	2,341,300円	回復前の厚生年金加入期間280月に100月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人(故人)が死亡し、遺族厚生年金の請求のためご家族(子)相談窓口に来訪。 ○ご本人がフォローアップ対象者であることに担当者が気づき、未統合となっている記録について確認をお願いする。 ○ご家族よりの連絡でご本人の厚生年金の記録であることが判明し、記録を統合した。 ○厚生年金の記録100月が統合されたことにより、ご本人(故人)が生前に受給されていた老齢年金が増加することとなり、受給開始月から死亡月までの未支給分については、ご本人(故人)の配偶者に未支給年金(一時金)として支払われることとなる。 ○なお、遺族厚生年金については、厚生年金の記録100月を統合した記録(380月)で年金額が計算されている。	約1,470万円
130	83歳	女	546,100円	644,800円	1,190,900円	回復前の厚生年金加入期間69月に138月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人より郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。	約1,560万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
131	80歳	女	546,100円	450,300円	996,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に128月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金のみの記録で老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,580万円
132	77歳	女	545,400円	1,126,700円	1,672,100円	回復前の厚生年金加入期間232月に138月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出の勤務期間と一致する別の会社名での旧姓当時の厚生年金の記録が判明したため、ご本人に会社名を確認したところ、会社名及び所在地が一致したことから記録を統合した。	約1,550万円
133	86歳	男	544,600円	2,654,600円	3,199,200円	回復前の厚生年金加入期間342月に82月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し来所される。 ○相談担当者がご本人に職歴等を確認したところ、本人の申出の会社名、所在地、勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,410万円
134	66歳	男	544,600円	1,654,800円	2,199,400円	回復前の厚生年金加入期間264月に102月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,280万円
135	79歳	男	543,800円	1,942,700円	2,486,500円	回復前の厚生年金加入期間294月に101月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、所在地、勤務期間により管轄する社会保険事務所に調査を依頼した。 ○後日、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明したとの回答があり、記録を統合した。	約1,280万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
136	故人	男	541,400円	1,467,300円	2,008,700円	回復前の厚生年金加入期間308月に厚生年金34月及び船員保険60月(厚生年金換算80月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が相談窓口を持参される。 ○回答票に「訂正がある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金と船員保険の記録が判明し、記録を統合した。 ○この厚生年金の記録34月及び船員保険の記録60月(厚生年金換算80月)の統合により、老齢厚生年金の年金額が増加することとなるが、ご本人は既に死亡されているため、ご本人の死亡届の提出者である遺族(子)に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。	約1,000万円 (未支給分)
137	78歳	女	540,000円	792,100円	1,332,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に129月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を本人が持参し相談窓口を訪問。 ○本人から「もれがある」と申出のあった会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,540万円
138	79歳	女	537,800円	383,300円	921,100円	回復前の厚生年金加入期間114月に136月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参される。 ○ご本人申出の会社名と勤務期間及び旧姓から記録を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,530万円
139	75歳	女	537,700円	560,100円	1,097,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に143月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を本人が持参し相談窓口を訪問。 ○本人から「もれがある」と申出のあった会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,530万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
140	故人	男	537,300円	496,500円	1,033,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に8月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票がご本人より郵送される。 ○本人から申出のあった会社名、所在地、勤務期間及び当時使用していた氏名(読み仮名同一の別漢字の名)により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給しており、判明した厚生年金記録により老齢厚生年金が受給できることとなったが、本人は既に死亡されているため、本人の死亡届を提出した同居の遺族に未支給年金(一時金)として支払われることとなる。	約370万円 (未支給分)
141	78歳	女	536,200円	828,100円	1,364,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に13月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた事業所名、勤務期間により調査。 ○本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(申出の勤務期間と実際の加入期間の一部が相違)が判明し、記録を統合した。	約1,530万円
142	74歳	女	535,300円	886,300円	1,421,600円	回復前の厚生年金加入期間254月に150月と国民年金加入期間12月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金と国民年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,550万円
143	77歳	女	533,600円	1,446,500円	1,980,100円	回復前の厚生年金加入期間294月に133月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,550万円
144	72歳	男	532,500円	700,100円	1,232,600円	回復前の厚生年金加入期間61月に174月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、黄色便でお知らせした以外に氏名、生年月日が一致しご本人のものと思われる厚生年金の記録が判明した。 ○ご本人に電話により確認したところ会社名、勤務期間が一致した。後日、再裁定申出書の提出を受け記録を統合した。	約1,250万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
145	87歳	男	531,100円	1,880,700円	2,411,800円	回復前の厚生年金加入期間268月に18月及び船員保険加入期間66月(厚生年金換算88月)を追加。	○「グレー便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○家族の協力を得て本人の職歴等を聴取し、本人の申出の会社名、勤務期間により調査。 ○本人の申出と一致する厚生年金及び船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,430万円
146	83歳	男	531,000円	1,653,100円	2,184,100円	回復前の厚生年金加入期間216月に船員保険加入期間97月(厚生年金換算129月)を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を本人が持参し相談窓口を訪問。 ○本人から「もれがある」と申出のあった会社名(船名、船主)、乗船期間により社会保険業務センターで調査したところ、本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録統合した。 ○船員保険の記録97月(厚生年金換算129月)が統合され厚生年金期間の合計が345月となったことから、年金額の増額と併せて厚生年金の期間が240月以上あり配偶者のある方に支給される加給年金が老齢厚生年金の受給開始月から配偶者が65歳に達した月までの期間について追加支給されることとなった。	約1,360万円
147	79歳	女	530,700円	1,217,700円	1,748,400円	回復前の厚生年金加入期間261月に118月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○回答票の会社名等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,510万円
148	80歳	女	529,700円	1,283,100円	1,812,800円	回復前の厚生年金加入期間288月に122月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、所在地、勤務期間、旧姓により加入期間について調査した。 ○調査の結果、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、氏名を変更し記録を統合した。	約1,510万円
149	87歳	男	529,300円	2,753,200円	3,282,500円	回復前の厚生年金加入期間371月に102月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,430万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
150	80歳	女	527,300円	792,100円	1,319,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に18月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金を受給できることになった。	約1,500万円
151	63歳	男	527,200円	474,700円	1,001,900円	回復前の厚生年金加入期間206月に113月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(氏名の漢字が一部相違)が判明し、記録を統合した。	約1,260万円
152	95歳	男	524,300円	452,700円	977,000円	回復前の厚生年金加入期間0月に135月を追加。(旧法国民年金老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し来所される。 ○本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出された旧姓、会社名、所在地、勤務期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録の氏名を変更し記録を統合した。 ○厚生年金の記録が135月判明したため、厚生年金の記録が12月以上ある方に支給される旧法通算老齢年金が新たに受けることができることになった。	約1,830万円
153	81歳	男	524,300円	1,238,700円	1,763,000円	回復前の厚生年金加入期間102月に120月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を本人が持参し相談窓口を訪問。 ○本人から「もれがある」と申出のあった会社名、勤務期間により管轄社会保険事務所において調査。 ○本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部が相違)する厚生年金の記録が判明し、本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,230万円
154	87歳	女	522,700円	441,800円	964,500円	回復前の厚生年金加入期間182月に68月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「訂正なし」として回答されたご本人が相談窓口に来所される。 ○回答票を郵送した後に勤務期間と一致していないことに気付いたとの申立てがあり、ご本人の申出た会社名と勤務期間を確認したところ資格喪失日が誤っていたことが判明し、記録を訂正し統合した。	約1,490万円
155	83歳	女	522,600円	1,896,500円	2,419,100円	回復前の厚生年金加入期間327月に97月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者である本人から回答票と別便で勤務した会社名、所在地、勤務期間等が記載された手紙が郵送される。 ○本人の申出の会社名等により調査したところ、本人の申出と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,490万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
156	78歳	女	522,300円	648,200円	1,170,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に14月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を出し忘れたとご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金のみの記録で老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,510万円
157	65歳	男	519,800円	2,492,600円	3,012,400円	回復前の厚生年金加入期間424月に82月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれや間違いがある」と記載されていた会社名等により調査したところ、ご本人の申出の会社名と一致する厚生年金の記録(一部重複期間有り)が判明し、記録を統合した。	約1,220万円
158	87歳	男	519,800円	1,283,200円	1,803,000円	回復前の厚生年金加入期間186月に92月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(氏名の読み仮名が一部相違)が判明し、記録を統合した。	約1,400万円
159	77歳	男	519,700円	1,171,400円	1,691,100円	回復前の厚生年金加入期間175月に95月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、生年月日の一部が相違した厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の相違を確認し記録を統合した。	約1,220万円
160	82歳	女	516,600円	1,669,900円	2,186,500円	回復前の厚生年金加入期間291月に114月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から提出される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の旧台帳記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円
161	故人	女	516,200円	349,400円	865,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に132月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○ご本人(故人)の死亡により、夫が死亡届及び未支給年金の請求で窓口に来所される。 ○夫の申出のご本人(故人)が結婚前に勤務していた会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、申出と一致する厚生年金記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金記録により老齢厚生年金が受給できることとなり、夫に未支給分の年金(一時金)として支払われることとなる。	約900万円 (未支給分)

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
162	79歳	女	516,100円	900,300円	1,416,400円	回復前の厚生年金加入期間183月に110月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申し出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円
163	64歳	男	516,000円	618,100円	1,134,100円	回復前の厚生年金加入期間172月に97月を追加。	○「黄色便」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,210万円
164	85歳	男	514,700円	1,897,700円	2,412,400円	回復前の厚生年金加入期間295月に74月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,280万円
165	83歳	女	514,500円	670,600円	1,185,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に114月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,470万円
166	82歳	女	514,500円	43,200円	557,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に117月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金のみの記録で老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,490万円
167	84歳	女	513,000円	1,177,900円	1,690,900円	回復前の厚生年金加入期間270月に85月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名と勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,460万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
168	80歳	女	511,700円	1,156,500円	1,668,200円	回復前の厚生年金加入期間206月に152月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,480万円
169	79歳	男	511,400円	1,166,000円	1,677,400円	回復前の厚生年金加入期間123月に111月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,200万円
170	79歳	男	511,300円	2,640,900円	3,152,200円	回復前の厚生年金加入期間350月に83月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により旧台帳等を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,200万円
171	74歳	女	510,600円	725,800円	1,236,400円	回復前の厚生年金加入期間180月に国民年金加入期間263月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡。 ○ご本人の記録と思われる国民年金の未統合記録の期間の住所を確認したところ、ご本人の申出の住所と一致したため、記録を統合した。 ○記録統合前は、厚生年金の記録のみで老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した国民年金の記録により老齢基礎年金が増額されることになった。	約1,460万円
172	81歳	男	510,400円	1,616,600円	2,127,000円	厚生年金加入期間の一部期間(207月)の標準報酬月額を訂正。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○回答票に「保管している給与改定通知書と照合して明らかに開きがある」とご本人の申出があり、被保険者台帳(マイクロフィルム)等により調査したところ、一部期間の標準報酬月額に誤りがあることが判明し、誤りのある期間の標準報酬月額を訂正登録した。	約1,200万円
173	81歳	女	510,200円	939,500円	1,449,700円	回復前の厚生年金加入期間80月に119月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれなし」とご回答いただいた本人から「もれがあった」旨の申出をされる。 ○本人から申出のあった会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査。 ○本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
174	81歳	女	509,900円	215,500円	725,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に119月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票がご本人より郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の加入期間が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,450万円
175	80歳	女	509,700円	1,109,700円	1,619,400円	回復前の厚生年金加入期間81月に127月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円
176	74歳	女	508,500円	820,600円	1,329,100円	回復前の厚生年金加入期間105月に141月を追加。	○「黄色便」のフォローアップ対象者であるご本人に連絡。 ○ご本人が申出された旧姓情報、会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、後日、ご本人からの届出を受け記録を統合した。	約1,450万円
177	74歳	男	506,600円	1,461,400円	1,968,000円	回復前の厚生年金加入期間182月に180月を追加。	○「黄色便」の回答票について、本人に未統合と思われる期間に勤務していた会社名、所在地を聴取。 ○本人の申出と未統合の厚生年金の記録(会社名、所在地)が一致したことから、記録を統合した。	約1,190万円
178	76歳	女	506,000円	205,600円	711,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に115月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本人から郵送される。 ○本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。	約1,440万円
179	86歳	女	505,700円	891,400円	1,397,100円	回復前の厚生年金加入期間180月に195月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,470万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
180	76歳	女	504,600円	696,900円	1,201,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に12月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや誤りなし」と回答されたご本人から「もれがあった」との申出が郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出の会社名での記録は確認できなかったが、申出とは別の会社名での厚生年金の記録が判明した。 ○ご本人に判明した別の会社名及び勤務期間について確認したところ、会社名及び勤務期間が一致したことから、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円
181	83歳	女	503,900円	778,900円	1,282,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に12月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,440万円
182	75歳	男	502,400円	1,412,200円	1,914,600円	回復前の厚生年金加入期間303月に121月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票を「訂正なし」と提出したが、最初に就職した会社の記録がもれているとご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,200万円
183	81歳	女	501,300円	554,800円	1,056,100円	回復前の厚生年金加入期間26月に117月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,450万円
184	83歳	男	500,900円	963,600円	1,464,500円	回復前の厚生年金加入期間38月に船員保険加入期間83月(厚生年金換算110月)を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船舶名、乗船期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,200万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
185	83歳	男	500,500円	465,100円	965,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に15月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金のみの記録で老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金も受給できることになった。	約1,200万円
186	81歳	男	499,000円	1,842,800円	2,341,800円	回復前の厚生年金加入期間324月に150月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,190万円
187	78歳	男	498,100円	792,100円	1,290,200円	回復前の厚生年金加入期間0月に109月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金保険の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,170万円
188	86歳	男	497,300円	795,400円	1,292,700円	回復前の厚生年金加入期間138月に国民年金保険料納付済期間192月及び国民年金保険料全額免除期間12月を追加。(旧法通算老齢年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○本人の申出の住所等により調査したところ、ご本人の申出と一致する国民年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は厚生年金の記録のみで旧法通算老齢年金を受給していたが、判明した国民年金の記録により新たに国民年金の旧法通算老齢年金も併せて受給できることとなった。	約1,040万円
189	84歳	男	497,100円	2,326,100円	2,823,200円	回復前の厚生年金加入期間349月に81月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し「もれている会社がある」と相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(期間の一部相違、名の読み仮名相違)する厚生年金の記録が判明し、本人に確認のうえ記録を統合した。	約1,190万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
190	83歳	女	496,700円	953,700円	1,450,400円	回復前の厚生年金加入期間240月に125月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,440万円
191	65歳	男	495,300円	1,203,600円	1,698,900円	回復前の厚生年金加入期間204月に39月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の対象者であるご本人が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、厚生年金の記録39月が統合され合計が243月となったことから、厚生年金の期間が240月以上あり配偶者がいる場合に支給される加給金が支給されるとともに、老齢厚生年金が増額した。	約1,160万円
192	78歳	男	493,800円	4,530,900円	5,024,700円	回復前の厚生年金加入期間410月に76月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、ご本人は70歳から繰り下げの老齢厚生年金及び老齢基礎年金を受給されている方であり、年金額には本来の年金額に一定の増加率を乗じた増加額が加算されている。	約690万円
193	74歳	男	493,300円	919,400円	1,412,700円	回復前の厚生年金加入期間45月に船員保険加入期間99月(厚生年金換算132月)を追加。	○「受給者便」と「船員手帳」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の船名、船舶所有者及び乗船期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(氏名の読み仮名が相違)する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,160万円
194	故人	男	492,200円	1,567,800円	2,060,000円	回復前の厚生年金加入期間369月に106月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人の家族が回答票を持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○なお、ご本人は今回の記録判明前に死亡されたため、ご本人の死亡届を提出した同居の遺族に未支給年金(一時金)が支払われることとなる。	約780万円 (未支給分)

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
195	69歳	男	490,700円	1,962,700円	2,453,400円	回復前の厚生年金加入期間371月に123月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により紙台帳(マイクロフィルム)を調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,150万円
196	83歳	男	488,600円	1,301,300円	1,789,900円	回復前の厚生年金加入期間98月に82月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(一部期間が国民年金加入期間と重複)する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,150万円
197	79歳	女	486,100円	1,197,600円	1,683,700円	回復前の厚生年金加入期間224月に104月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,410万円
198	82歳	女	486,000円	1,193,800円	1,679,800円	回復前の厚生年金加入期間347月に203月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認し記録を統合した。	約1,410万円
199	78歳	女	485,500円	980,400円	1,465,900円	回復前の厚生年金加入期間241月に124月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれがある」と記載し、ご本人が相談窓口を訪れる。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,380万円
200	74歳	女	483,600円	447,800円	931,400円	回復前の厚生年金加入期間197月に63月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票に「会社4か所のもれがある」と記載し相談窓口にご本人が持参される。 ○ご本人の申出の会社名と勤務期間から調査したところ2か所の厚生年金の記録についてはすぐ判明したが、他の会社の記録は判明しないため、申出された会社を管轄する事務所に照会した。 ○後日、管轄事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,380万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
201	78歳	女	480,300円	792,100円	1,272,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に120月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間、旧姓情報により調査したところ、本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,370万円
202	85歳	男	479,800円	2,412,800円	2,892,600円	回復前の厚生年金加入期間474月のうち143月の標準報酬月額を補正。	○「受給者便」をご本人が持参し「標準報酬月額を確認して欲しい」と相談窓口を訪れる。 ○オンライン記録と台帳等を調査したところ、143月の標準報酬月額が台帳の月額より低い月額でオンライン記録に収録されていることが判明し、正しい標準報酬月額に記録を補正した。	約1,190万円
203	85歳	男	479,700円	189,600円	669,300円	回復前の厚生年金加入期間30月に82月を追加。	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,190万円
204	70歳	男	477,200円	727,000円	1,204,200円	回復前の厚生年金加入期間158月に156月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人から郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、所在地及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日が一部相違)する厚生年金の記録が判明し、ご本人に生年月日の一部相違を確認のうえ記録を統合した。	約1,110万円
205	72歳	男	476,200円	557,400円	1,033,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に99月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○回答票に「ご自身の記録である」と記載されていた会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,120万円
206	89歳	男	475,100円	1,448,400円	1,923,500円	回復前の厚生年金加入期間282月に78月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,370万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
207	84歳	女	472,600円	1,040,700円	1,513,300円	回復前の厚生年金加入期間246に109月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,370万円
208	82歳	男	468,100円	2,540,300円	3,008,400円	回復前の厚生年金加入期間364月に84月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,120万円
209	69歳	男	467,000円	1,541,200円	2,008,200円	回復前の厚生年金加入期間340月に船員保険加入期間102月(厚生年金換算136月)を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○ご本人の申出の船主、船名により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。	約1,100万円
210	80歳	女	466,600円	554,200円	1,020,800円	回復前の厚生年金加入期間89月に129月を追加。	○「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,350万円
211	73歳	女	463,800円	859,500円	1,323,300円	回復前の厚生年金加入期間13月に115月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,340万円
212	79歳	女	463,600円	972,000円	1,435,600円	回復前の厚生年金加入期間223月に143月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票がご本人から郵送される。 ○ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,320万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
213	71歳	男	460,600円	1,984,500円	2,445,100円	回復前の厚生年金加入期間372月に93月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれや間違いがある」と記載し相談窓口にご本人が持参される。 ○ご本人の申出の会社名と勤務期間から記録を調査したが判明しないため、申出された会社を管轄する事務所に照会をした。 ○後日、管轄事務所よりご本人の厚生年金の記録が判明したとの回答を受け、記録を統合した。	約1,080万円
214	84歳	男	458,900円	2,069,600円	2,528,500円	回復前の厚生年金加入期間292月に69月を追加。	○「グレー便」の回答票がご本人より郵送される。 ○ご本人に電話連絡をしたところ、入院中のため確認できなかったが、後日、ご本人が相談窓口に来所された。 ○確認を行ったところ、ご本人の申出の会社名と勤務期間が一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,100万円
215	84歳	男	455,400円	1,807,500円	2,262,900円	回復前の厚生年金加入期間319月に104月を追加。	○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○回答票に「もれあり」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、オンラインに登録されていない厚生年金旧台帳の記録が判明した。 ○この厚生年金の記録をオンライン記録に追加登録し、記録を統合した。	約1,090万円
216	71歳	男	454,800円	852,800円	1,307,600円	回復前の厚生年金加入期間79月に119月を追加。	○「受給者便」をご本人が持参し相談窓口を訪れる。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致(生年月日の一部相違)する厚生年金の記録が判明した。 ○ご本人に生年月日の相違を確認し、記録を統合した。	約1,070万円
217	71歳	男	441,700円	173,600円	615,300円	回復前の厚生年金加入期間0月に129月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票が社会保険業務センターより回付される。 ○調査したところご本人の申出た会社以外の会社記録もあるため、ご本人に電話連絡で会社名と勤務期間を確認した。 ○ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,040万円
218	78歳	男	441,200円	1,073,800円	1,515,000円	回復前の厚生年金加入期間60月に115月を追加。	○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票が郵送される。 ○ご本人が「もれがある」と申出の会社名及び勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,050万円

番号	年齢	性別	増加 年金額 (年額)	年金額(年額)		概 要	年 金 額 回 復 の 経 緯	(参考)一定 の前提での 増加総額の 機械的計算 (※)
				回復前	回復後			
219	80歳	女	438,500円	792,100円	1,230,600円	回復前の厚生年金加入期間0月に105月を追加。(老齢基礎年金受給者)	○「黄色便」の回答票が社会保険業務センターから回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の加入期間のみで老齢基礎年金を受給していたが、厚生年金の記録判明により老齢厚生年金も併せて受給できることとなった。	約1,250万円
220	84歳	男	428,500円	1,634,100円	2,062,600円	回復前の厚生年金加入期間323月に84月を追加。	○「黄色便」の回答票が本部から回付される。 ○ご本人の申出の会社名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明した。 ○また、ご本人の申出以外に、ご本人のものと思われる厚生年金の記録があるため、ご本人に勤務期間と会社名を確認したところ一致したため、併せて記録を統合した。	約1,030万円

(注)※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではありません(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがありますが、これらによる支給額の変動は考慮しておりません)。

イ 年金記録が回復した経緯別内訳

- 年金記録が回復した経緯として最も多いものは「特別便（名寄せ便）」によるもので、以下多い順に「特別便（全員便）」、「黄色便」が続きます。
- なお、「その他」の内訳は、年金記録確認第三者委員会のあっせんによるものの１件、年金事務所への一般的な年金相談によるもの４件、老齢基礎年金の裁定請求書の審査時に判明したもの１件です。

ねんきん特別便（名寄せ便）	７７件
ねんきん特別便（全員便）	７１件
黄色便（旧姓情報を活用したお知らせ）	４７件
受給者便（受給者への標準報酬月額等のお知らせ）	１３件
グレー便（旧台帳記録を活用したお知らせ）	６件
その他	６件
合計	２２０件

(参考) 用語の解説

○ ねんきん特別便

全ての受給者・加入者（約 1 億 9 百万人）に加入記録を送付（19 年 12 月から 20 年 10 月）し、漏れや誤りを本人に確認していただくもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

・「名寄せ特別便」

基礎年金番号の記録との突合せにより結びつく可能性のある記録があった方へ送付（19 年 12 月から 20 年 3 月）。

・「全員特別便」

それ以外の全ての方へ送付（20 年 4 月から 10 月）。

○ フォローアップ照会

20 年 3 月までに年金受給者の方に送付した「名寄せ特別便」に対して、「訂正なし」と回答をいただいた方及び未回答の方であって、未統合記録（基礎年金番号に統合されていない記録）の持ち主である可能性の高い方約 88 万人を対象として、電話、訪問及び文書により記録を確認し、年金事務所等で調査できるものは、概ね確認作業を終了。

21 年 10 月から、市区町村の協力を得て、接触できない方の電話番号等の把握や記録の調査を実施している。

○ グレー便

マイクロフィルムの形で保管されている厚生年金等の旧台帳記録と基礎年金番号記録との突合せの結果、旧台帳記録が本人の記録である可能性がある方約 68 万人に対して、20 年 5 月に「年金加入記録の確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

連絡先（電話番号等）の連絡をいただいた方について、個別に電話や訪問による記録の確認作業を行っている。

○ 黄色便

未統合記録約 5000 万件について、「ねんきん特別便」による記録確認の取組みと並行して、住民基本台帳ネットワークシステムや旧姓等の氏名変更履歴などとの突合せにより、未統合記録の持ち主である可能性がある方に 20 年 6 月から 21 年 12 月の間に「年金記録確認のお知らせ」を送付し、記録の確認作業を行っているもの。

○ ねんきん定期便

21 年 4 月より、全ての現役加入者の方に対し、年金加入期間、保険料納付額及び年金見込額などを毎年誕生月にお知らせしているもの。

「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○ 受給者便

厚生年金受給者等に対し、標準報酬月額の情報を含むお知らせを送付し、標準報酬月額及び資格期間に漏れや誤りがないかを本人に確認していただくもの。

21 年 12 月から送付を開始し、「漏れや誤りがある」との回答をいただいたものは記録の確認作業を行い、結果を本人にお知らせしている。

○ 年金記録確認第三者委員会

年金記録の確認について、国（厚生労働省）側に記録がなく、ご本人も領収書等の物的な証拠を持っていないといった事例について、国民の立場に立って、申し立てを十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、記録訂正に関し公正な判断を示すことを任務として平成 19 年 6 月に総務省に設置された組織。

委員は専門性及び見識の高い法曹関係者、学識経験者等から任命されている。